

# 国民年金に係る住所変更の 手続きはお済みですか？

～ 転入・転出・転居の際には住所変更の手続きを ～

「ねんきん特別便」が届かなかつたり、本来受け取れる年金が受け取れません  
社会保険庁では、未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ（氏名、性別および生年月日の突合せ）などを行い、その結果、記録が結びつくと思われる方々に平成19年12月17日から順次、加入期間および加入履歴を記載した「ねんきん特別便」が送付されていますが、住所変更を行っていない場合には「ねんきん特別便」が手元に届かない恐れがあります。

これにより、基礎年金番号が別々に保管されていた被保険者については本来受給できるはずの年金を受け取ることができなくなり、結果的に払い損となる恐れがあります。

毎年現況届の提出が必要となることがあります

平成18年10月から（12月生まれの方から）、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます）を活用して、順次、年金受給者の現況確認を行っています。これにより、毎年誕生月に提出が必要であった「現況届」の提出が原則として不要となります。

しかし、社会保険庁が管理している年金受給者の基本情報（氏名・生年月日・性別・住所）が住基ネット（住民票）に保存されている基本情報と相違している方については、住民票コードを記入して現況届を提出しても、毎年現況届を提出しなければなりません。

住民票コードについては、個人情報となるため電話でのお答えはできません。直接役場にお越しいただくか、巡回窓口車「やまびこ」までお越しください。なお、直接来ることが困難な方は、お電話をいただければ、現在の住民登録されている住所に送付いたします。

現況届の提出が不要となる年金受給者には、これまでの現況届が送付されていた誕生月の前月末頃に社会保険業務センターから現況届が不要となるお知らせが送付されます。

ただし、次の場合は、現況届またはその他の届が引き続き必要です。

1. 住基ネットを活用した現況確認が行えない方は「現況届」（上記のとおり）
2. 加給年金額を受けられている場合は「生計維持確認届」
3. 障害の程度の確認のために「診断書」の提出が必要なとき
4. 住基ネットに参加していない市区町村（東京都杉並区・国立市・福島県矢祭町）に住んでいる人
5. 外国籍（外国人登録）の人
6. 外国に住んでいる人

提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の方々へ送付されますので、提出期限までに返送してください。

婚姻などで名字が変わった方（または改名した方）は  
婚姻などで名字（または氏名）が変更となった方は、氏名変更の届出を行わなければ年金の記録が結びつかないので、変更となった際には速やかに届出を行ってください。

住所変更届・氏名変更届の提出先

住所が変わるときは、下記に変更届を提出するとともに旧住所の郵便局にも届け出てください。

- ・ 共済年金 当時または現在の職場および各共済組合
- ・ 厚生年金 当時または現在の職場および社会保険事務所
- ・ 国民年金 社会保険事務所および保健福祉課戸籍年金係または巡回窓口車「やまびこ」号

問い合わせ先

旭川社会保険事務所 ☎ 0166 26 4481(代表) 役場保健福祉課 戸籍年金係 ☎ 52 2144(直通)

広報みなみふらの

## お知らせ版

2008.1.1

No.154

